

## TOPICS 01

## 平川市成人式を開催します



市では新成人を祝うとともに、郷土の素晴らしさを再認識する機会とするため、令和2年度の成人式を開催します。新成人の皆さん、仲間同士お誘いあわせのうえ、ぜひご出席ください。

開催日／令和3年1月10日(日)  
場所／文化センター 文化ホール

●スケジュール ・受付…12:00 ・式典…12:40

※式典終了後に記念撮影があります。



●対象 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、

- ・開催日時時点で平川市に住所がある方
- ・平成28年3月31日(中学校卒業時)に平川市に住所があった方

※学校や仕事の関係などで、現在市外に住んでいる方も出席できます。

●案内文書の送付について

以下の条件に該当する方の住所あてに12月上旬までに案内文書を送付します。

- ・令和2年11月1日現在で市内に住所がある方
- ・平成28年3月31日(中学校卒業時)に平川市に住所があった方

※中学校卒業時に市内に住所があった方で、転出された方には転出先に送付します。なお、案内文書がお手元に届かない場合でも参加できます。

※令和2年11月2日以降に平川市へ転入された方も、平川市成人式の対象者となります。案内文書でのご案内は行いませんが、成人式への参加を心よりお待ちしております。

本年度の成人式への入場は新成人のみに限定させていただきますのでご了承ください。

また、市ホームページ、文化センター Facebook では、式典参加者へ向けた新型コロナウイルス感染症対策や日程の中止・変更などについて最新の情報を掲載しますので随時ご確認ください。

[問合せ] 生涯学習課 社会教育係  
☎44-1221

## TOPICS 02

## マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！

令和3年3月(予定)から、医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすことで、医療保険の資格をオンラインで確認できるようになります。

※カードリーダーの導入がまだされていない医療機関・薬局ではこれまでどおり健康保険証が必要となります。

## ★利用には事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、お持ちのスマートフォンやカードリーダー付きパソコンで、マイナポータル(※)からお手続きください。

※マイナンバーカードの利用者が、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## ★マイナンバーカードを保険証として利用すると次のようなメリットがあります

- ・就職や転職、引越しをしても保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。  
※引き続き保険者への加入や喪失の手続きは必要です。
- ・オンラインによる医療保険資格の確認により、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。  
※医療費助成の書類の持参は必要です。

## ★まだマイナンバーカードをお持ちでない方

## ●申請方法

- ①スマートフォンによる申請
- ②パソコンによる申請
- ③証明写真機からの申請
- ④郵便による申請
- ⑤市役所での申請補助による申請

## ●市ではマイナンバーカードの申請補助を行います！

【本庁舎】市民課市民係、総務課行政係、国保年金課国保係

【尾上総合支所】・【碓ヶ関総合支所】市民生活課  
【健康センター】【葛川支所】

## ●マイナンバーカード申請の出張受付も行っています！

実施日	時間	場所
11月23日(月)	9:30～17:00	マックスバリュ平賀店
11月28日(土)	9:30～17:00	いとく 平賀店
12月1日(火)	9:30～17:00	さとちょう 尾上店

[問合せ] 保険証に関すること: 国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1251) 申請に関すること: 市民課 市民係 (内線1222)

## TOPICS 03

## 災害時に支援が必要な方の名簿を作成しています

災害時に自力で避難することが困難な在宅の一人暮らし高齢者や障がい者などに関する情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者へ事前に提供することにより、いざという時に備えてもらう取り組みを行っています。この名簿を提供することに同意し、登録を希望する方は、名簿登録申請をお願いします。



## 対象となる方

下記の要件のうち、いずれかに該当する方が対象となります。

- ①65歳以上で一人暮らし・高齢者のみの世帯
- ②身体障害者障害程度等級1～3級の方
- ③療育（愛護）手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ⑤介護保険の要介護認定3～5の方
- ⑥その他支援を必要とする方（難病や歩行困難の方など）

## 避難支援等関係者（名簿の提供先）

自主防災組織（自主防災組織がない場合は町会）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署

## 避難支援等関係者へ提供する情報

- ・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由 ・かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- ・緊急連絡先に関する情報 ・地域支援者に関する情報

## 申請受付（随時受付しています）

下記の受付窓口に登録申請書類がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、代理人による申請も可能です。

- ▶福祉課 福祉総務係（健康センター内）
- ▶尾上総合支所市民生活課 市民係
- ▶碓ヶ関総合支所市民生活課 市民係
- ▶葛川支所

※以前に申請書を提出した方で登録内容に変更がある方は、その内容をお知らせください。

## \*ご注意ください\*

災害発生時の避難支援については、避難支援等関係者が可能な範囲で活動を行っていただくものであり、名簿に登録することで、災害時の支援が保障されるものではありません。

[問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）

## 事業主の皆さまへ

令和3年度（令和2年分）  
給与支払報告書の提出について

💡 給与支払報告書にはマイナンバーの記入が必要です

令和2年中に給与・賃金など（パート・アルバイト、専従者給与を含む）を支払った事業主は、令和3年1月1日現在で平川市に住んでいるすべての受給者の給与支払報告書を提出していただく必要があります（地方税法第317条の6）。

また、支払金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。

令和3年度（令和2年分）給与支払報告書の様式は、税務課窓口において配布しております。総務省ホームページよりダウンロードすることもできますのでご利用ください。

給与支払報告書は、給与所得者の市・県民税を決定する重要な資料となりますので、期限までに必ず提出をお願いします。

提出期限 **令和3年2月1日(月)**

提出場所 **税務課住民税係（本庁舎2階）**

## 市民の皆さまへ

令和3年度（令和2年分）  
市民税・県民税の申告相談について

令和2年分の市民税・県民税（兼国民健康保険税）の申告相談と確定申告相談については、市民の皆さまからのご要望などに配慮し、以下により実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳しい日程などについては、広報12・1月号にてお知らせします。

指定地域	日程	会場
碓ヶ関地域	令和3年2月1日(月) ～2月3日(水)	碓ヶ関総合支所
尾上地域	令和3年2月4日(木) ～2月15日(月)	尾上総合支所
平賀地域 (東部地区)	令和3年2月16日(火)	葛川支所
平賀地域	令和3年2月17日(水) ～3月5日(金)	平川市文化センター
市内全域	令和3年3月8日(月) ～3月15日(月)	平川市文化センター

※平賀地域と市内全域の会場が変更になっておりますのでご注意ください。

※土日祝日の申告相談は受付しておりませんのでご了承ください。

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1241）

## 令和3年度 保育所等入所のご案内

令和3年4月から新たに入所を希望するお子さんの教育・保育給付認定・利用申込みの受け付けを開始します。現在利用中の方には、施設を通して継続利用についてご案内します。



### 教育・保育給付認定について

保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付の認定を受けていただきます。

右表の3つの区分に応じた、施設などの利用先が決まります。

認定区分	対象	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園 小規模保育施設など

※2号認定・3号認定の場合、保育を必要とする理由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

**保育を必要とする主な理由** \*月48時間以上就労している \*妊娠中・出産後間もない \*疾病・心身に障がいがある  
\*同居または長期入院している親族の介護・看護をしている など

### 入所の申し込み方法

#### ●必要書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
- ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
- ③利用者負担額（保育料）を決定するために必要な書類  
※令和2年1月2日以降に平川市に転入された方は、申込書へ個人番号の記入または前住所地の市町村が発行する「令和2年度（令和元年度）所得課税証明書」を添付してください。

●受付期限／令和3年1月29日（金）

●受付時間／8：15～17：00

※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除く。  
※受付期間終了後は、定員に空きのある施設のみとなりますので早めにお申し込みください。

#### ●受付場所

- ・子育て健康課子ども支援係（健康センター内）
  - ・尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- ※幼稚園、認定こども園（1号認定）については、直接施設へお申し込みください。

#### ●利用者負担（保育料）について

利用者負担（保育料）は、入所する子どもと同一世帯に属し、生計を一にする父母の市民税額の合計で決定されます。ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母など）の場合は、その方の市民税額も合算します。

#### ●入所の決定について

受付期間終了後に入所の決定を行い、申し込みが多数の場合、選考基準により優先度の高い子どもから入園を決定します。

#### ●入所のしおり、申請書類の配布について

入所のしおり、申請書類は子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。

※詳しくは「入所のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問合せください。

【問合せ】 子育て健康課子ども支援係  
☎44-1111（内線 1151）

### 甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！

【申込期限】11月20日（金）

- 日時／12月10日（木）、11日（金） 10：00～16：00  
※2日間の受講が必要です。
- 場所／岩木文化センター「あそべーる」（弘前市賀田一丁目18番地4）
- 受講料／講習料は無料ですが、事前に書店などでテキストを購入していただきます。  
※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも確認することができます。  
(<http://www.hirosakifd.jp/>)

- 申込み／消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受け付けします。なお、受付期間内であっても定員（70人）になり次第、受け付けを終了します。
- その他／新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願いいたします。

【問合せ】 弘前消防本部予防課  
☎32-5104





## 令和3年度 子育てのための施設等利用給付のご案内

令和3年4月から子育てのための施設等利用給付を希望するお子さんの給付認定申請の受け付けを開始します。現在認定中の方には、施設を通して継続認定についてご案内します。

### 給付認定について

#### 【預かり保育を利用するお子さん】

- 対象  
幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している児童
- 利用料  
利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- 注意事項  
無償化の対象となるためには、令和3年4月から利用を希望する施設、または現在利用している施設を通して、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

#### 【認可外保育施設などを利用するお子さん】

- 対象／認可保育所、認定こども園などを利用できていない3歳から5歳までの児童
- 対象施設・事業  
県に届け出をした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など
- 利用料／月額37,000円まで無償化されます。
- 注意事項  
無償化の対象となるためには、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

### 認定の申込方法

- 必要書類
  - ①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
  - ②保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）
  - ③施設等利用費の法定代理受領に係る委任状
  - ④保育所等利用申込等の不実施に係る理由書
 ※④は認可外保育施設などを利用する子どもの申請のみ必要となります。
- 受付期限／令和3年1月29日（金）
- 受付時間／8：15～17：00
- ※年末年始（12月29日～1月3日）、土日祝日を除きます。

- 受付場所／利用施設によって受付場所が異なります。
  - ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する場合 → 施設へ直接提出ください。
  - ・認可外保育施設などを利用する場合 → 子育て健康課子ども支援係（健康センター内）、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- 施設等利用給付のしおり、申請書類の配布について  
子育て健康課子ども支援係、尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係、市内保育施設で配布しております。



詳しくは、「施設等利用給付のしおり」をご確認いただくか、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。  
【問合せ】子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151）

新本庁舎  
通信

新本庁舎建設の様子をシリーズで  
お知らせしていきます！

### vol.1 「安全祈願祭」

10月14日に「安全祈願祭」が行われました。安全祈願祭では、市や工事の関係者が玉串奉納やくわ入れなどの神事を執り行い、建設工事の安全を祈願しました。



### まちづくり懇談会延期のお知らせ

下記の日程の「まちづくり懇談会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期することとなりました。開催日が決定し次第、改めてお知らせいたします。

地区名	開催場所	開催日
小国	小国コミュニティセンター	10月22日(休)
切明・葛川・平六 温川・井戸沢 大木平・一本木	克雪管理センター	10月29日(休)
古懸	古懸地区公民館	11月12日(休)
駅前・下町・仲町 おかりや・上町 高田・山の上・三笠 川向・いざよい	碓ヶ関公民館	11月26日(休)
久吉・湯ノ沢	久吉地区公民館	12月17日(休)

【問合せ】総務課広報広聴係 ☎44-1111（内線1353）